

訴発第156号 令和4年2月10日

ソン・ジュヒン 殿:

裁判官訴追委員会総務·事案課長 江 成 友



## 提出文書について(通知)

貴殿提出の令和4年2月9日付け「訴追請求状」と題する文書を接受しました。 当委員会では、裁判官弾劾法第15条第1項に規定する訴追請求権を有する 者は日本国民に限られるという見解にたっており、外国人からの訴追請求は受 理しないことにしています。

ただし、外国人から裁判官について罷免の訴追を求める旨の訴追申立てが あった場合には、日本国民からの訴追請求と同じように調査検討し、当委員会が その申立てについて訴追事由にあたると思料するときは職権で立件することと なります。

したがいまして、同文書は、東京地方裁判所裁判官伊藤由紀子及び佐藤卓に対する訴追申立てとして取り扱うこととし、当委員会において職権で立件するかどうかの検討をすることになります。